

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成28年
7月12日
(火曜日)

目次

- 告示
山口県卸売市場条例第三十五条第二号の規定による業務の廃止の届出
(ふちつまやまくち推進課).....一
- 保安林予定森林(森林整備課).....二
- 定置漁業権の免許(水産振興課).....二
- 漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅(水産振興課).....二
- 公告
介護支援専門員実務研修及び更新研修の実施に関する事務を行わせる指定研修実施機関の指定(長寿社会課).....二
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課).....二
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課).....三
- 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(七件)(商政課).....四
- 公共測量の実施の終了(監理課).....六
- 山口都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....六

山口県告示第二百二十八号

山口県卸売市場条例(昭和四十七年山口県条例第七号)第三十五条第二号の規定により、次のとおり業務の廃止の届出があった。

平成二十八年七月十二日

山口県知事 村岡 嗣政



山口県告示第二百二十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成二十八年七月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 保安林予定森林の所在場所
山口市徳地柚木字重ケ六二五の一〇、六二五の三五
防府市大字下右田字岳ノ後五の三、大字牟礼字大谷三三七の五九から三三七の六一まで
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

登録番号	名称	住所	その他の卸売市場の名称	その他の卸売市場の所在地	取扱品目	廃止年月日
水開第二七号	山口県漁業協同組合	下関市伊崎町一丁目四番二四号	山口県漁協津共同販売所	下関市豊浦町大字室津下八二	水産物	平成二八、六、三〇
登録番号	開設者の名称	開設者の住所	その他の卸売市場の名称	その他の卸売市場の所在地	取扱品目	廃止年月日
水開第二七号	山口県漁業協同組合	下関市伊崎町一丁目四番二四号	山口県漁協津共同販売所	下関市豊浦町大字室津下八二	水産物	平成二八、六、三〇

次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百三十号

定置漁業権の免許の内容たるべき事項及び申請期間等に関する告示(平成二十八年山口県告示第百七号)に係る漁業権につき、次のとおり漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十条の規定による免許をした。

平成二十八年七月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

免許番号 漁業権者の住所及び名称
定第七号 下関市伊崎町一丁目四番二四号 山口県漁業協同組合
定第八号 阿武郡阿武町大字宇田一三三九 株式会社 宇田郷定置網

山口県告示第二百三十一号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示(平成二十四年山口県告示第百九十二号)に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成二十八年四月十八日限り消滅した。

平成二十八年七月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

三隅町加入区



(二八七) 介護支援専門員実務研修及び更新研修の実施に関する事務を行わせる指定研修実施機関の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第六十九条の三十三第一項の規定により、指定研修実施機関を次のとおり指定しました。

平成二十八年七月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 指定研修実施機関の名称及び住所
一般社団法人山口県介護支援専門員協会
山口市大手町九番六号
- 二 指定年月日
平成二十八年六月二十日

(二八八) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成二十八年七月十二日から同年十一月十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年七月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 スーパーセンタートライアル宇部中央店
所在地 宇部市中央町三丁目一九六〇の三
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
日本貨物鉄道株式会社 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目三三番八号 田村 修二
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の住所	東京都千代田区飯田橋三丁目一三番一号	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目三三番八号

- 四 届出年月日
平成二十八年六月二十九日
- 五 変更年月日
平成二十三年二月十四日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 スーパーセンタートリアル宇部中央店
 所在地 宇部市中央町三丁目一九六〇の三
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 日本貨物鉄道株式会社 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目三番八号 田村 修二
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	小林 正明	田村 修二

- 四 届出年月日
 平成二十八年六月二十九日
 変更年月日
 平成二十四年六月二十二日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 スーパーセンタートリアル宇部中央店
 所在地 宇部市中央町三丁目一九六〇の三
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 日本貨物鉄道株式会社 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目三番八号 田村 修二
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗の名称	まんが倉庫宇部店	スーパーセンタートリアル宇部中央店

- 四 届出年月日
 平成二十八年六月二十九日
 変更年月日
 平成二十八年七月十三日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 スーパーセンタートリアル宇部中央店
 所在地 宇部市中央町三丁目一九六〇の三
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 日本貨物鉄道株式会社 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目三番八号 田村 修二
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗に於いて小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社チェンジ	株式会社チェンジ	株式会社トリアルカンパニー
大規模小売店舗に於いて小売業を行う者の住所	〃	〃	福岡市東区多の津一丁目一二番二号
大規模小売店舗に於いて小売業を行う者の代表者の氏名	〃	〃	永田 久男

- 四 届出年月日
 平成二十八年六月二十九日
 変更年月日
 平成二十八年七月十三日

(二八九) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十八年七月十二日から同年十一月十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年七月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパーセンタートライアル宇部中央店
所在地 宇部市中央町三丁目一九六〇の三
届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
日本貨物鉄道株式会社 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目三三番八号 田村 修二
変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前六時から午後一〇時まで	午前零時から午後一二時まで

届出年月日 平成二十八年六月二十九日
変更年月日 平成二十八年七月十三日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 スーパーセンタートライアル宇部中央店
所在地 宇部市中央町三丁目一九六〇の三
届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
日本貨物鉄道株式会社 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目三三番八号 田村 修二
変更に係る事項
廃棄物等の保管施設的位置
届出年月日 平成二十八年六月二十九日
変更年月日 平成二十八年七月十三日

(二九〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年二月九日山口県公告(四二)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年七月十二日から同年八月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。
平成二十八年七月十二日
山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 プリムールあおい
所在地 山口市葵二丁目三四〇二
意見の概要
特に配慮を求めない事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アルク山口店
所在地 山口市中央四丁目二八三五
意見の概要
特に配慮を求めない事項はない。

(二九一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年二月九日山口県公告(四三)に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市から意見を聴きました。
当該意見は、平成二十八年七月十二日から同年八月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済産業部観光課において公衆の縦覧に供します。
平成二十八年七月十二日
山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 マックスバリュ末武店
所在地 下松市大字末武上一六七〇の一
意見の概要
騒音の発生に係る事項について配慮を求める。

(二九二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年二月二十三日山口県公告(六六)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年七月十二日から同年八月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年七月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ドラッグコスモス神原店

所在地 宇部市神原町二丁目四六二の七

二 意見の概要

騒音の発生に係る事項について配慮を求める。

(二九三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年二月二十三日山口県公告(六七)に係る大規模小売店舗について次のとおり長門市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年七月十二日から同年八月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び長門市経済観光部商工水産課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年七月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ドラッグコスモス長門市駅店

所在地 長門市東深川九四九の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二九四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成

二十八年二月二十三日山口県公告(六八)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年七月十二日から同年八月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年七月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク小郡店

所在地 山口市小郡下郷二二七三の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク平川店

所在地 山口市平井七二四の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二九五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年二月二十六日山口県公告(七二)に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年七月十二日から同年八月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年七月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク生野屋店

所在地 下松市大字生野屋五〇七の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二九六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年二月二十六日山口県公告(七三)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年七月十二日から同年八月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年七月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク山口店

所在地 山口市中央四丁目二八三五

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二九七) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、周南市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十八年七月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量及び出来形確認測量)

二 作業の地域

周南市大字久米

三 作業の期間

平成二十七年九月十八日から平成二十八年三月三十日まで

(二九八) 山口都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

山口市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す

る同法第二十条第一項の規定による山口都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十八年七月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

山口都市計画道路三・五・十九石観音伊勢橋線

山口都市計画道路三・五・二十一春日山糸米線

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

平成二十八年七月十二日印刷
平成二十八年七月十二日発行

発行所 山口県庁
発行人 山口県知事